

農林業センサスにおける農家分類の変遷

適用年次	名 称	集計単位の設定内容	備 考
1950年～ 2015年	専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家	2020年 から廃止
	兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家	
1990年	I 類農家	農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の男子農業専従者がいる農家	1990年 1 回のみ 適用
	II 類農家	農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の女子農業専従者又は65歳未満の農業補助者がいる農家	
	III 類農家	農家所得の50%未満が農業所得で、65歳未満の農業専従者又は65歳未満の農業補助者がいる農家	
	IV 類農家	I 類、II 類、III 類以外の農家	
1995年～	主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体	2020年 適用継続
	準主業経営体	農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体	
	副業的経営体	主業経営体、準主業経営体以外の個人経営体	